

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の完工期日の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 工事請負契約の完工期日の変更について

平成 30 年 7 月 3 日議決を経た、平成 29 年災害柵下川河川災害復旧工事（第 331 号）請負契約の完工期日の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

平成 30 年 8 月 1 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 工事請負契約の完工期日の変更の決定

平成 29 年災害柵下川河川災害復旧工事（第 331 号）請負契約の完工期日を 185 日間延長し、平成 31 年 9 月 30 日とする。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成30年7月6日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |          |         |
|---|----------|---------|
| 1 | 損害賠償の額   | 68,580円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)    |

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成30年7月6日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |          |          |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額   | 109,836円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)     |

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成30年7月19日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償（休車損害）の額を次のとおり決定する。

- |   |          |         |
|---|----------|---------|
| 1 | 損害賠償の額   | 86,905円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)    |

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成30年7月31日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |          |         |
|---|----------|---------|
| 1 | 損害賠償の額   | 96,249円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)    |

報告第 16 号

公益財団法人ふるさと弥栄振興公社の経営状況の報告について

公益財団法人ふるさと弥栄振興公社の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

報告第 17 号

有限会社ゆうひパーク三隅の経営状況の報告について

有限会社ゆうひパーク三隅の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

報告第 18 号

浜田市土地開発公社の経営状況の報告について

浜田市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

報告第 19 号

公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について

公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

報告第 20 号

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

平成 29 年度健全化判断比率・資金不足比率報告書

1 健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 12.46 )	— ( 17.46 )	10.1 ( 25.0 )	72.3 ( 350.0 )

※括弧内は早期健全化基準数値

2 資金不足比率

(単位 : %)

特別会計等の名称	資金不足比率	備考
水道事業	—	地方公営企業法適用
工業用水道事業	—	地方公営企業法適用
公設水産物仲買売場	—	地方公営企業法非適用
公共下水道事業	—	地方公営企業法非適用
農業集落排水事業	—	地方公営企業法非適用
漁業集落排水事業	—	地方公営企業法非適用
生活排水処理事業	—	地方公営企業法非適用
簡易水道事業	—	地方公営企業法非適用